

令和2年度 公文書開示状況（令和2年7月決定分）

福祉保健局

表の見方

<決定区分>について

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

・一部開示、非開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
15	R2.7.7	R2.7.10	医療法人〇〇(7法人分)の平成30年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	48	1															福祉保健局医療政策部 医療安全課
16	R2.7.7	R2.7.10	医療法人〇〇(3法人分)の平成30年度以降の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1												対象の公文書が提出されておらず、存在しないため 福祉保健局医療政策部 医療安全課
17	R2.5.13	R2.7.10	精神医療審査会が平成30年4月から令和2年3月までに審査した退院請求及び処遇改善請求のうち、「退院を認める」又は「処遇は不相当」とした案件に係る下記の文書 (1) 相談等対応簿 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定による退院等の請求受理について (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第3項の規定に基づく退院等の請求による意見聴取の実施について(通知) (4) 意見聴取事務連絡 (5) 退院等の請求に関する審査書 (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3の規定に基づく定期の報告等の審査及び同法第38条の5の規定に基づく退院等の請求の審査について(依頼) (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3の規定による定期の報告等の審査及び同法第38条の5の規定による退院等の請求の審査結果について(報告) (8) 東京都精神医療審査会要旨	499		1					1		1							(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号)印影の偽造等による犯罪を防止するため (7条6号)公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため 福祉保健局中部総合精神保健福祉センター事務室
18	R2.5.13	R2.7.10	精神医療審査会が平成30年4月から令和2年3月までに審査した退院請求及び処遇改善請求のうち、「退院を認める」又は「処遇は不相当」とした案件に係る下記の文書 (1) 手紙類 (2) その他收受文書 ア 請求者又は入院者からの收受文書 イ 病院からの收受文書					1			1									(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 福祉保健局中部総合精神保健福祉センター事務室
19	R2.7.8	R2.7.14	多摩立川保健所管内の食品営業許可台帳(対象者〇〇〇〇〇)のうち、①初届出(ないし許可)年月日、②更新届出(ないし許可)年月日、③届出(ないし許可)年月日及び④(廃業の場合のみ)廃業届出日	1	1															福祉保健局多摩立川保健所生活環境安全課
20	R2.7.1	R2.7.17	美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所)(令和2年6月1日から同月30日までに新規に営業を確認した施設)		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
21	R2.7.1	R2.7.17	施術所台帳(あはき・柔整)(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所)(令和2年6月1日から同月30日までに開設の届出を受けた施設)		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
22	R2.7.6	R2.7.17	診療所台帳及び歯科診療所(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和2年6月1日から同月30日までに廃止届を受けた施設及び令和2年6月30日時点で開設の届出を受けている施設)		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
23	R2.7.6	R2.7.17	薬局台帳及び卸売販売業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和2年6月1日から同月30日までに廃止届を受けた施設及び令和2年6月30日時点で開設の届出を受けている施設)		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
24	R2.6.25	R2.7.17	・ベビーシッター利用支援事業		1															福祉保健局少子社会対策部 保育支援課
25	R2.6.25	R2.7.17	・都民の声カード ・都民の声カード ・都民の声カード ・都民の声カード ・東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課 ・東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課			1					1	1								・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため ・法人の運営に関する情報であって、開示することにより、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため ・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 福祉保健局少子社会対策部 保育支援課
26	R2.7.9	R2.7.18	多摩府中保健所管内(府中市、調布市及び狛江市のみ)における食品営業許可台帳(令和2年7月9日時点)		1															福祉保健局多摩府中保健所企画調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
41	R2.7.6	R2.7.21	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和2年6月1日から同月30日までに新規に営業を確認した施設）		1														福祉保健局生活福祉部保護課	
42	R2.7.7	R2.7.21	食品営業許可台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市、府中市、調布市、狛江市、小平市、東村山市、清瀬市及び東久留米市）（令和2年6月4日から同年7月7日までに新規に営業を許可した施設）		1														福祉保健局生活福祉部保護課	
43	R2.7.7	R2.7.21	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市、府中市、調布市、狛江市、小平市、東村山市、清瀬市及び東久留米市）（令和2年6月4日から同年7月7日までに新規に開設の届出を受けた施設）		1														福祉保健局生活福祉部保護課	
44	R2.7.6	R2.7.22	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和2年6月1日から同月30日までに新規に営業を確認した施設）		1														福祉保健局生活福祉部保護課	
45	R2.7.7	R2.7.22	薬局台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市、府中市、調布市、狛江市、小平市、東村山市、清瀬市及び東久留米市）（令和2年6月4日から同年7月7日までに新規に開設を許可した施設）		1														福祉保健局生活福祉部保護課	
46	R2.7.9	R2.7.22	令和2年度ベビーシッター利用支援事業に係る審査事務等委託			1							1						公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は操作、公訴の維持、系の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるため	福祉保健局生活福祉部保護課
47	R2.7.17	R2.7.22	麻薬業務所一覧（ただし、令和2年6月16日から同年7月15日までの間に免許を受けた麻薬管理者がいる麻薬業務所の名称、所在地及び免許年月日並びに同年6月16日から同年7月15日までの間に麻薬管理者が業務廃止届を提出した麻薬業務所の名称、所在地及び業務廃止年月日に限る。）		1														福祉保健局生活福祉部保護課	
48	R2.7.13	R2.7.27	多摩府中保健所管内（武蔵野市のみ）のクリーニング所台帳（平成29年1月1日から令和2年7月13日現在までに、廃止届を受理している施設）		1														福祉保健局生活福祉部保護課	
49	R2.6.4	R2.7.27	・東京都における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）集団発生事例 ・東京都における新型コロナウイルス感染症集積事例 ・新型コロナウイルス感染症陽性者リスト			1					1	1			1				(第7条第2号)記載の患者情報と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別できる可能性があり、識別まではできなかったとしても病気の罹患状況などの個人の権利利益を害するおそれがあるため (第7条第3号)法人その他団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等が今後の事業を継続するに当たり、社会的評価が損なわれる等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (第7条第6号)新型コロナウイルス感染症防止に係る都の対応を検討するために個々の事例を聞き取り調査等を踏まえ検討するという事務の性質上、個々の事例の発生検討日時を公にすることは、当該調査報告の関与者との信頼関係を損ねるおそれがあり、今後の感染症対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局生活福祉部保護課
50	R2.6.5	R2.7.29	福祉保健局生活福祉部保護課（長）から各区・市福祉事務所、各支庁又は西多摩福祉事務所に発出された事務連絡（令和2年4月以降）	186	1														福祉保健局生活福祉部保護課	
51	R2.6.5	R2.7.29	福祉保健局生活福祉部保護課（長）から各区・市福祉事務所、各支庁又は西多摩福祉事務所に発出された事務連絡（令和2年4月以降）	41		1					1	1			1				(7条2号) 特手の個人と識別することができる情報のため (7条3号) 以下の理由により、公にすることにより法人の円滑な事業運営が損なわれるため ・法人が一般に公表してない内部情報 ・緊急一時宿泊所として割り当てられたホテルに関する情報 ・居所のない生活保護申請者が宿泊可能なホテルに関する情報 (7条6号) 以下の理由により公にすることで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・各福祉事務所が対外的に開示してない情報 ・緊急一時宿泊所として割り当てられたホテルに関する情報 ・緊急一時宿泊所の確保の要請があった福祉事務所名	福祉保健局生活福祉部保護課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
52	R2. 7. 16	R2. 7. 29	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第七章に定める精神障害者社会復帰促進センターに、2015年から2019年までの各年に指定されていた一般社団法人又は一般財団法人の名称、住所、電話番号					1										請求対象公文書は、都において職務上作成又は取得し、保有しているものではないため	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
53	R2. 6. 5	R2. 7. 30	地域福祉課（長）から各区・市福祉事務所、各支庁又は西多摩福祉事務所に発出された事務連絡（令和2年4月以降）	86	1														福祉保健局生活福祉部地域福祉課
54	R2. 6. 5	R2. 7. 30	地域福祉課（長）から各区・市福祉事務所、各支庁又は西多摩福祉事務所に発出された事務連絡（令和2年4月以降）	34		1					1	1				1		（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであるため （7条3号）法人が一般に公開していない内部情報であって、公にすることで法人の円滑な事業運営が損なわれるため （7条6号）公にすることで事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局生活福祉部地域福祉課
55	R2. 6. 2	R2. 7. 31	○福保指一第〇〇号「監査の実施結果について」		1														福祉保健局指導監査部指導第一課
56	R2. 6. 2	R2. 7. 31	○福保指一第〇〇号「監査の実施結果について」			1					1	1	1			1		（7条2号）特定の個人に関する情報であり公表することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため （7条2号）特定の個人に関する情報又は特定の個人を識別することはできないが公表することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため （7条3号）当該部分には、当該法人に係る各区における不正請求額を算定する上での判断・評価が記載されており、公にすることにより、今後の類似の事案における監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため （7条3号）法人が外部に公表していない内部情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため （7条6号）公にすることにより、今後、同種の調査において対象者の発言が消極化、形骸化し、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするなど今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉保健局指導監査部指導第一課
57	R2. 7. 21	R2. 7. 31	多摩小平保健所管内における食品関係営業台帳（〇〇（所在地）に関するもの）	1	1														福祉保健局多摩小平保健所企画調整課
58	R2. 6. 1	R2. 7. 31	児童福祉法に基づく事業所指定の申請に係る書類（〇〇（児童発達支援、放課後等デイサービス））	104		1					1	1	1					（7条2号）従業員の氏名や住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）法人に関する情報は、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため （7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼす可能性のある情報のため	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
59	R2. 6. 1	R2. 7. 31	児童福祉法に基づく事業所指定の申請に係る書類（〇〇（児童発達支援、放課後等デイサービス））	21	1														福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
60	R2. 6. 1	R2. 7. 31	○福保障第〇〇号「〇〇（会社名）に係る事業所指定の全部の効力の停止について（通知）」	16		1							1			1		（7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼす可能性のある情報のため （7条6号）公にすることにより、今後同種の処分において対象者の発言が消極化、形骸化し、処分に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするなど今後の処分事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
61	R2. 6. 1	R2. 7. 31	(1) ○福保障施第〇〇号「聴聞の実施について(通知)」 (2) ○福保障施第〇〇号「〇〇(会社名)に係る事業指定の全部の効力停止について(通知)」	22	1														福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課	
62	R2. 6. 1	R2. 7. 31	・調査票 4月28日時点 ・調査票 5月7日時点 ・都内医療機関 累積入院患者・累積退院患者数の推移 ・都内医療機関入院患者数(時点)の推移 ・宿泊療養運用状況(4月分) ・宿泊療養運用状況(5月分)		1														福祉保健局感染症対策部事業推進課	
63	R2. 6. 1	R2. 7. 31	・新型コロナウイルス感染症 入院患者一覧(令和2年5月10日時点)			1				1				1					(第7条第2号)特定の個人を識別することができる情報又は個人の私生活に関わる情報であり、個人のプライバシー等の権利を害するおそれがあるため (第7条第6号)感染症法15条に基づく積極的疫学調査の事務を行うため、感染症患者関係者等の氏名、生年月日、職業等の個人情報を収集しているものであり、これらの情報の公開にあたっては、プライバシーの保護に十分に配慮するため、関係者等の同意を得た範囲でのみ公表しているところ、公表を予定しておらず関係者等の同意を得ていない個人情報を公にすることで、今後、積極的疫学調査への都民等の協力を得ることが困難となり、都の防疫業務への支障が生じるため	福祉保健局感染症対策部事業推進課
64	R2. 6. 1	R2. 7. 31	令和2年3月1日から同年5月10日までの間における新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の確保状況に関して以下の事項を記載した文書 (1) 病床確保数 (2) 病床使用数又は空き数 (3) (1)及び(2)の病床の種類ごとの内訳 (4) (1)から(3)までの事項を確認、把握又は報告がなされた日付															当該件名に係る公文書を作成しておらず、対象公文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部事業推進課	
65	R2. 6. 3	R2. 7. 31	〇〇(病院名)調査チーム支援報告		1														福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
66	R2. 6. 3	R2. 7. 31	〇〇(病院名) 病院調査支援報告(最終)			1														(第7条第2号)記載の情報と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別できる可能性があり、識別までではできなかったとしても病歴などの個人のプライバシー権を害するおそれがあるため (第7条第3号)法人その他団体に関する情報であって、各病棟の出勤状況や感染状況が公になることで、当該法人等が今後の事業を継続するに当たり、内部情報が明らかになり事業運営上の地位が損なわれると認められるため (第7条第4号)現在運営している病院の内部の図面を公にすることで、犯罪の予防に支障をきたすおそれがあるため (第7条第6号)法人その他団体に関する情報であって、各病棟の構造が公になることで、当該法人等が今後の事業を継続するに当たり、内部情報が明らかになり事業運営上の地位が損なわれると認められるため	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
67	R2. 6. 4	R2. 7. 31	・PCR検査数(行政機関による検査数) ・PCR検査数(行政機関による検査数のうちクルーズ船分)	2	1															福祉保健局感染症対策部計画課	
68	R2. 6. 4	R2. 7. 31	令和2年2月1日から同年5月31日までの新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査数及び陽性者数について、以下項目の記載がある文書 (1) 都内区市町村ごとの民間医療機関の保険適用による検査数の週ごとの集計数 (2) (1)のうち、複数回検査した人数及び検査回数 (3) (1)の検査数のうち、それぞれの陽性者数																	請求内容に係る公文書を作成取得しておらず、存在しないため	福祉保健局感染症対策部計画課
69	R2. 7. 20	R2. 7. 31	・新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会座席表 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会有識者名簿		1															福祉保健局感染症対策部計画課	
70	R2. 7. 20	R2. 7. 31	・新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会配布資料 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会(意見抜粋)			1								1	1					(第7条第6号)都が効果的な新型コロナウイルス感染拡大防止に係る都の施策を定めるために、感染症の専門家の意見を個別具体的に聞く必要があつて審議の場を設けているという性質上、その当初案の発表者を公にすることは、参加者との信頼関係を損ねるおそれがあり、今後の感染症対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局感染症対策部計画課
71	R2. 7. 20	R2. 7. 31	東京都福祉保健局感染症危機管理担当部長の令和2年6月のパソコンのログの記録																	請求内容に係る公文書を作成取得しておらず、存在しないため	福祉保健局感染症対策部計画課
72	R2. 6. 3	R2. 7. 31	①第2回、第5回及び第7回新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会のうち ・新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会座席表 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会有識者名簿 ②第5回新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会のうち、当日配布資料 ③第5回及び第7回新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会のうち新型コロナウイルス感染症対策に係る専門家との意見交換会(要約)		1																福祉保健局感染症対策部計画課
73	R2. 6. 3	R2. 7. 31	①第2回、第5回及び第7回新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会のうち ・新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会の議事進行 ②第2回及び第7回新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会のうち ・当日配布資料 ③第2回新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会のうち ・新型コロナウイルス感染症対策に係る意見交換会(意見抜粋)			1														(第7条第6号)都が会議を運営するに当たり必要な事項の記載であり、公にすることで、今後の会議運営の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条第6号)都が効果的な新型コロナウイルス感染拡大防止に係る都の施策を定めるために、感染症の専門家の意見を個別具体的に聞く必要があつて審議の場を設けているという性質上、その当初案の発表者を公にすることは、参加者との信頼関係を損ねるおそれがあり、今後の感染症対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第7条第5号)本意見交換会は、情報の厳密な正確性や提案の実現可能性等は問わず、それぞれの見解を述べ各々の見解をもとに議論をする場であり、その審議の内容は、議論途上の未成熟の情報にあたり、公にすることで、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため (第7条第6号)併せて、都が効果的な新型コロナウイルス感染拡大防止に係る都の施策を定めるために、感染症の専門家の意見を個別具体的に聞く必要があつて審議の場を設けているという性質上、その個々の検討事項や見解を明らかにすることは、参加者の率直な意見の交換を妨げるおそれや参加者との信頼関係を損ねるおそれがあり、今後の感染症対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局感染症対策部計画課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが12件あります。